

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等
の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するコメント

金融庁は、企業会計基準委員会より公表された「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」（平成 22 年 12 月 22 日）ならびに「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成 21 年 12 月 4 日）及び当該会計基準を受けて公表された「四半期財務諸表に関する会計基準」（平成 22 年 6 月 30 日）等を踏まえ、12 月 22 日、公開草案「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

経理委員会では、これに対し、四半期報告の簡素化を図る内容を含む本改正案を支持するとして、米国会計基準採用会社の四半期報告簡素化の検討と、国際会計基準を適用した際の金融庁の考え方についての明示を願うとする総論のもと、意見を取り纏め、1 月 25 日、金融庁宛提出した。

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等
に対するコメントについて

2011 年 1 月 25 日
社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

12 月 22 日に公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 総論

現行の四半期報告制度が諸外国の中間財務報告等と比較して開示範囲が広いこと、四半期報告制度の本来の目的は適時開示であること等を考慮して四半期報告の簡素化を図る内容を含む改正であり、財務諸表作成者における作業負担の軽減が見込まれることから、本改正案を支持する。

今後もコンバージェンスの一環として各種会計基準の見直しが予定されているが、その際にも追加の注記情報等は極力四半期には求めないよう配慮願いたい。

尚、米国会計基準により連結財務諸表を作成・提出している場合については、本改正案におい

て特に触れられていないが、当該改正の趣旨を鑑み、米国会計基準採用会社の四半期報告についても本邦基準採用会社と同様に、簡素化に向けた改正を検討願いたい。

又、当会に所属する会社の中には国際会計基準の早期適用を検討している会社が複数あるが、今般の四半期報告の簡素化の動きを踏まえ、国際会計基準を適用した際の四半期報告についての金融庁の考え方を明示願いたい。

2. 各規則、府令等について

【四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（案）】

- ・ 第 51 条（偶発債務の注記）については、総額だけの注記に留める等、他の項目と同様に簡素化の措置を検討頂きたい。

【企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）】

- ・ 第四号の三様式（四半期報告書）の（記載上の注意）（5）「主要な経営指標等の推移」b において、四半期連結会計期間に関する 1 株当たり四半期純利益の記載を求めているが、企業会計基準公開草案第 45 号（企業会計基準第 12 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」や「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正（案）」において、四半期報告の簡素化の観点から同項目を注記条項から削除した趣旨を鑑みると、同内閣府令においても平仄を合わせ、四半期連結会計期間に関する 1 株当たり四半期純利益の注記は不要として頂きたい。
- ・ 第四号の三様式（四半期報告書）の（記載上の注意）（17）「役員の状態」において、記載対象を当四半期連結累計期間における異動に変更しているが、役員の異動は定時株主総会の決議により行うことが最も多く、有価証券報告書には（株主総会前に提出する場合を除けば）当該異動も記載するため、四半期報告書において記載する異動の対象は従来どおり「前連結会計年度の有価証券報告書の提出日後、この四半期報告書の提出日まで」として頂きたい。

以 上